

## 公益財団法人福岡県動物愛護センター寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第4項の規定に基づき公益財団法人福岡県動物愛護センター(以下「この法人」という)が受け入れる寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受入制限)

第2条 寄附金が次の各号に掲げる基準に該当する場合は、これを受け入れることができないものとする。

(1) 寄附金の受入れにおいて、次に掲げる条件等が付されているとき

- イ 使用した寄附の経理について、寄附者が監査を行うこと。
- ロ 寄附を受け入れることにより著しく財政負担が伴うこと。
- ハ 寄附者からの寄附申込後、寄附者が寄附の全部又は一部を取消することができること。
- ニ 寄附により取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること。
- ホ その他理事長がこの法人の業務遂行上支障があると認める条件

(2) 寄附金を受け入れることにより、この法人の業務、財政又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄附金が定款第3条に定める目的に資するものでないと判断されるとき。

(寄附金の種類)

第3条 この法人が受け入れる寄附金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ使途を特定した寄附金
- (3) 募集特定寄附金 この法人が、あらかじめ使途を特定するもので、募集目標額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途など必要な事項を説明した書面をもって募集する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第4条 この法人は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(募集特定寄附金の募集)

第5条 募集特定寄附金を募集するときは、募集目標額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募金目論見書」という。)を理事会に提出し、承認を受けなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第6条 募集特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(寄附金の使途)

第7条 一般寄附金は、その半額以上を定款第4条の公益目的事業に使用するものとし、残額

についてはその関連経費に使用することができる。

- 2 前項については、寄附者にこの規程を示し、了解を得るものとする。
- 3 特定寄附金は、全額を寄附者の特定した用途に使用するものとする。
- 4 募集特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、募金目論見書に従って、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(受入手続)

第8条 寄附者からこの法人に対し寄附の申込みがあったときは、別に定める書面（電磁的方法によるものも含む。）を徴するものとする。

- 2 理事長は、寄附金の申込みを受理したときは、第2条に定める受入制限に該当しないことを確認し、寄附金の受入れの決定を行う。
- 3 寄附金の受入れを決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、寄附の受入れに必要な情報を提供するものとする。

(受領書等の送付)

第9条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第10条 この法人は、募集特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に送付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

- 2 この法人は、募集特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(情報公開)

第11条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第12条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人福岡県動物愛護センターの設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。